

別表評価基準

提案項目		評価基準	配点
1	事業に対する基本的な考え方	現在の社会情勢等を踏まえ、焼津市生活困窮者自立相談支援事業業務委託仕様書による事業の内容を十分に理解した上での提案がなされているか。また、これまでの実績、提案された体制等を勘案し、本業務の目的が達成できそうか。 (全体評価)	10
2	事業実施体制	職員の配置に関する提案	
	相談員等の配置計画	・職員配置計画（人数、職種等）及び職員の雇用形態、経歴等について、適切な人員・人材が配置される計画となっているか。	10
3	事業実施内容	事業の実施に当たっての提案	
	(1) 支援対象者に対する相談方法	・支援対象者からの相談対応方法が具体的な提案となっているか。 ・提案された方法が実現可能であるか、また、効果的なものであるか。	10
	(2) 支援対象者のアセスメント方法	・支援対象者のアセスメントを行うための手段が具体的な提案となっているか。 ・提案された方法が実現可能であるか、また、効果的なものであるか。	10
	(3) 支援プランの作成方法	・支援プランの作成方法及びその評価方法が具体的な提案となっているか。 ・提案された方法が実現可能であるか、また、効果的なものであるか。	15
	(4) 支援対象者への支援方法	・支援対象者への支援プラン作成後も、自立に向けた支援方法が具体的な提案となっているか。 ・提案された方法が実現可能であるか、また、効果的なものであるか。	15
	(5) 年間計画	・年間を通しての事業実施イメージを持てているか。	5
4	自由提案等	・プロポーザル（企画提案）仕様書に記載されている以外の提案及び3までの評価基準に該当しない点について、具体性、実現可能性があるか。 ・提案事項が、本市にとって有効な提案となっているか。	10
5	過去の実績等	・本事業と同種業務・類似業務の実績に基づいて、そのノウハウや経験を本事業にいかせる可能性が高いか。	10
6	価格の妥当性	・提案内容に対して、妥当な見積額となっているか。	5
合計			100

(評価方法)

採点は、各提案項目配点の中間点を基準値として、評価を行い、その後、各項目の得点を合計したものを評価とする。

(最大100 点満点)

(最低基準点)

最低基準点は、総合得点の6割とし、最高得点者がこれを下回る場合は、採用者なしとする。